

岡山県税条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部税務課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が、国又は県の路線の維持に係る補助金を受けて運行する路線のうち、特に地域住民の生活に必要なものであって、輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして知事が指定したものの運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、自動車取得税を課さないこととする。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>地方税法の一部改正に鑑み、一般乗合用のバスの取得に係る自動車取得税の非課税措置に関し必要な事項を定める等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算 措置との 関係	<p>なし</p>
備 考	

## 岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の二第一項中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）第六条第一項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項」に改める。

附則第十七条の四の次に次の一条を加える。

### （自動車取得税の非課税）

第十七条の五 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が、国又は県の路線の維持に係る補助金を受けて運行する路線のうち、特に地域住民の生活に必要なものであつて、輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつているものとして知事が指定したものの運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の岡山県税条例附則第十七条の五の規定は、平成二十三年七月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

### 改正理由

地方税法の一部改正に鑑み、一般乗合用のバスの取得に係る自動車取得税の非課税措置に関し必要な事項を定める等所要の改正を行う必要がある。

新	旧
<p>第七十六条の二 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項に規定する国民体育大会の予選会及び財団法人日本ゴルフ協会（昭和六十二年十月一日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）が主催する競技会その他の競技力の向上に資するために行われる競技会で規則で定めるもの（以下この条において「国民体育大会の予選会等」という。）の出場選手（規則で定める者を除く。）のゴルフ場の利用（当該国民体育大会の予選会等の競技（公式練習を含む。）として利用する場合に限る。）に対して課するゴルフ場利用税の税率は、当該利用に係る利用料金（規則で定める金額を加算した金額とする。次項において同じ。）が当該国民体育大会の予選会等が開催されるゴルフ場の通常の利用料金に比較して百分の二十以上軽減されて定められている場合に限り、第七十五条の規定にかかわらず、同条に規定する税率の二分の一とする。</p> <p>2・3略</p> <p>附 則</p> <p>（自動車取得税の非課税）</p> <p>第十七条の五 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が、国又は県の路線の維持に係る補助金を受けて運行する路線のうち、特に地域住民の生活に必要なものであつて、輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつていゝるものとして知事が指定したものの運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。</p>	<p>第七十六条の二 スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百一十一号）第六条第一項に規定する国民体育大会の予選会及び財団法人日本ゴルフ協会（昭和六十二年十月一日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）が主催する競技会その他の競技力の向上に資するために行われる競技会で規則で定めるもの（以下この条において「国民体育大会の予選会等」という。）の出場選手（規則で定める者を除く。）のゴルフ場の利用（当該国民体育大会の予選会等の競技（公式練習を含む。）として利用する場合に限る。）に対して課するゴルフ場利用税の税率は、当該利用に係る利用料金（規則で定める金額を加算した金額とする。次項において同じ。）が当該国民体育大会の予選会等が開催されるゴルフ場の通常の利用料金に比較して百分の二十以上軽減されて定められている場合に限り、第七十五条の規定にかかわらず、同条に規定する税率の二分の一とする。</p> <p>2・3略</p>